中小企業・小規模事業者関係

予算・税制改正のポイント

平成 29 年度当初予算・平成 29 年度税制改正　等

※本資料に掲載されている情報は、平成 29 年度当初予算案等に盛り込まれている事業に関するものであり、
事業実施の際には当該予算案等の国会での可決・成立が必要となります。

詳しい情報は、中小企業庁ホームページをご覧下さい。
http://www.chusho.meti.go.jp/

１．中小企業の生産性向上を支援します

◎戦略的基盤技術高度化･連携支援事業 130.0 億円

担当：中小企業庁　技術･経営革新課　03-3501-1816

窓口：各経済産業局等

最大で 4,500 万円（補助率 2/3）の補助が出ます

①ものづくり：IoT 等の我が国の政策に対し、中小企業･小規模事業者等の技術力を最大限活用するため、大学等の研究機関と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究開発等への取組を最長３年間支援します。（補助上限額：4,500 万円（初年度補助率 2/3））

※中小ものづくり高度化法に基づき指定された「特定ものづくり基盤技術」が対象です。また、同法に基づき、「特定研究開発等計画」と認定されることが必要です。

②サービス：中小企業が第４次産業革命に対応できるよう、AI、IoT やビッグデータ等を活用して取り組むサービス産業の生産性向上、サービスモデル開発を最長２年間支援します。（補助上限額：3,000 万円（初年度補助率 2/3））

※中小企業等経営強化法に基づき、「異分野連携新事業分野開拓計画」と認定されることが必要です。

事業者の声

○ロー付け法によるダイヤモンド固定ワイヤーソーの開発

【課題】

太陽光発電シリコンやＬＥＤ用サファイアといった高硬度材料のスライス（薄板切り）加工におけるコストの低減。

【技術概要】

切削能力に優れたダイヤモンドを、ロー付け手法でワイヤーに固定し、長寿命で低価格の新たなダイヤモンド固定ワイヤーソーの生産技術を確立。

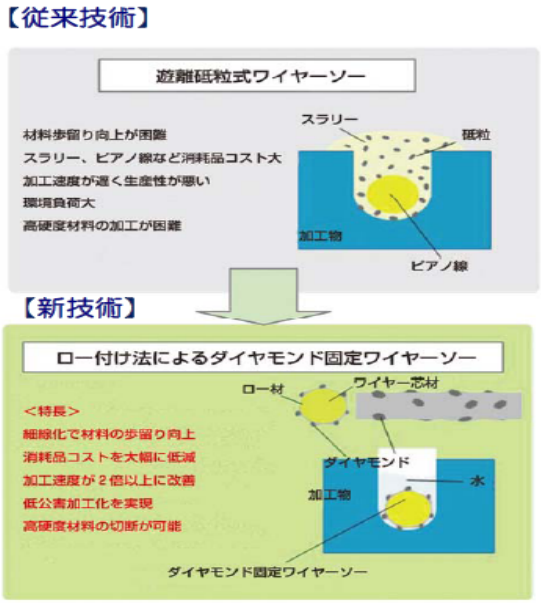

２．中小企業の海外展開を支援します

◎中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業 23.9 億円

担当：中小企業庁 創業・新事業促進課 03-3501-1767

窓口：各地のジェトロ、中小企業基盤整備機構等

最大で 140 万円（補助率 1/2）の補助が出ます

事業計画の策定から海外展示会への出展等を通じた販路開拓、現地進出、進出後の課題や事業再編の対応までを一貫して戦略的に支援します。具体的には、海外展開戦略策定につなげるための海外現地における事業の実現可能性調査やWebサイトの外国語化等の支援（補助上限額：50万円、補助率1/2（輸出企業））、補助上限額：140 万円、補助率:1/2（直接投資））、海外展示会への出展等を通じた販路開拓支援等を行います。

以下のような取組に使える補助金です

＜沖縄のローカルヒーローのコンテンツ、関連グッズの新規市場開拓＞

２８年度の主な支援対象展示会

展示会名	分野	開催都市
MTAベトナム	機械	ベトナム・ホーチミン
MEDICA	医療機器	ドイツ・デュッセルドルフ
METALEX	機械	タイ・バンコク
メゾン・エ・オブジェ	デザイン	フランス・パリ

◎ふるさと名物応援事業　13.5 億円

担当：中小企業庁 創業･新事業促進課　03-3501-1767

窓口：　各経済産業局等

最大で 2,000 万円（補助率 2/3）の補助が出ます

農商工連携や地域資源を活用したふるさと名物の開発等の取組を支援します。具体的には、新商品･サービスの開発のための設備や原材料費、販路開拓に向けた展示会出展費などを補助します。（補助上限額：500 万円（機械化･IT 化の場合 1,000 万円上限、4 者以上のグループの場合 2,000 万円上限）、補助率:1～2 回目 2/3、3～5 回目 1/2）

また、地域産品が持つ素材や技術等の強みを活かし、ブランドコンセプトを確立し、海外展示会出展等を通じて海外販路開拓に取り組む事業を支援します。（補助上限額：200 万円、定額補助（戦略策定）、補助上限額：2,000 万円、補助率：2/3（ブランド確立））

以下のような取組に使える補助金です

＜農商工連携の事例＞

手もぎ収穫されていた生食用スイートコーンの自動収穫機を開発し、販売

＜地域資源活用の事例＞

ヤスリの技術を活用した多様な用途向けヤスリの開発及び販路開拓

＜海外販路開拓の事例＞

京座布団作りの伝統と技を活用した新感覚クッションの海外展開

３．小規模事業者の持続的発展を支援します

◎小規模事業対策推進事業　49.4 億円

担当：中小企業庁 小規模企業振興課　03-3501-2036

窓口：全国商工会連合会、日本商工会議所

商工会・商工会議所による小規模事業者支援を推進します。

①地域力活用新事業全国展開支援事業：商工会・商工会議所が小規模事業者と連携して行う地域資源を活用した特産品・観光開発等の地域経済活性化に向けた取組を支援します。（補助上限：500～800 万円　補助率：定額、2/3、1/2）
②伴走型小規模事業者支援推進事業：「経営発達支援計画」の認定を受けた商工会・商工会議所が行う、小規模事業者の事業計画の策定・実施支援など伴走型の小規模事業者支援を推進します。（補助上限額：未定　補助率：定額）

以下のような取組に使える補助金です

①地域力活用新事業全国展開支援事業

未利用の果実をお酒に【小樽商工会議所（北海道）】

これまで流通が確立していなかった北海道余市町産、仁木町産の梅を使用したお酒シリーズ。女性メンバーを中心に商品の企画からパッケージデザインまで開発女性の興味を引くポイントを凝縮している。数量限定での生産。

②伴走型小規模事業者支援推進事業

地域経済活性化に資する取組に関する活用事例【長岡商工会議所（新潟県）】

【概要】

長岡野菜を用いたお菓子や漬物、惣菜等の即売会「ながおか野菜クオーレ祭り」を市内で 2 日間、開催。

【狙い】

小規模食品加工業者の販路拡大、伝統野菜である長岡野菜の普及・ＰＲによる地域経済活性化と長岡の食文化継承。

【成果】

来場者数は 2 日間で 1 万 5,500 人にのぼり、参加した 48 事業者の売上総額は約 1,000 万円。長岡野菜は、地元のみならず首都圏の飲食店からも注目されつつある。

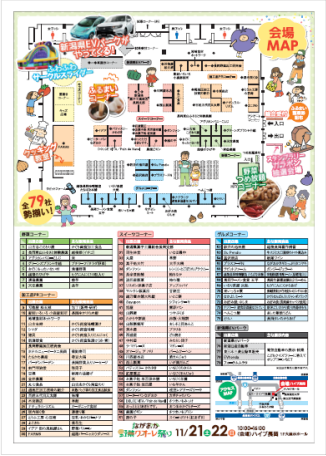

◎小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資等) 42.5 億円

担当：中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036

窓口：各地の商工会、商工会議所

最大で 2,000 万円、無担保・無保証人・低利で融資が受けられます

商工会・商工会議所の経営指導を受け、経営改善に取り組む小規模事業者は無担保・無保証人・低利で融資を受けることができます。
貸付限度額：2,000 万円
貸付利率：1.16%（平成 28 年 12 月 9 日現在）
貸付期間　：運転資金 7 年以内、設備資金 10 年以内

4．商店街や中心市街地の活性化を支援します

地域・まちなか商業活性化支援事業 17.8 億円

商店街担当：　中小企業庁 商業課 03-3501-1929

中心市街地担当：地域経済産業Ｇ　中心市街地活性化室 03-3501-3754

窓口：各経済産業局等

商店街での新しい取組や、中心市街地での商業施設整備に補助が出ます

商店街における子育て・高齢者支援サービスの提供や空き店舗への店舗誘致、中心市街地における波及効果の高い複合商業施設の整備などの取組を支援します。また、商店街内の個店等が連携して行う販路開拓や新製品開発を支援します。（補助上限額：未定、補助率：2/3、1/2）

以下のような取組に使える補助金です

○子育て支援施設の整備

○外国人向け宿泊施設の整備

５．起業･創業や経営資源の円滑な引継ぎを支援します

◎創業･事業承継支援事業　11.0 億円

創業担当：中小企業庁 創業･新事業促進課 03-3501-1767

事業承継担当：　　中小企業庁 財務課 03-3501-5803

窓口：未定

最大で 200 万円（創業）と 500 万円（事業承継）の補助が出ます

創業：若者や女性など創業を目指す方の店舗借入費や設備導入費などの創業費用等を支援します。（補助上限額：200 万円（外部資金の確約がない場合 100 万円）、補助率:1/2）※産業競争力強化法に基づく認定市区町村から創業支援を受ける創業者が対象です。

事業承継：都道府県単位の事業承継支援ネットワークを構築することにより、地域における事業承継ニーズの掘り起こしを図ります。また、事業承継（事業再生を伴うものを含む）を契機とした経営革新や事業転換を支援します。（補助上限額： 200 万円、500 万円（事業転換を伴う場合）、補助率:2/3）

以下のような取組に使える補助金です

創業補助金
「ミニだるま製造・販売・PR 実施による雇用創出・地域活性化」

【事業内容】

- 日本３大だるま市の一つ深大寺の地域の活性化・雇用創出を目的に直径 20 ミリのミニだるま（呼称：ちぃだるま）など、だるまをモチーフとした商品の製造・販売・PR に取り組む。
- これにより、福祉施設・調布市在住の主婦への就労機会の提供、だるまを活用した調布のだるまのイメージ定着、深大寺地域への訪問者の増加を図っている。

事業承継補助金
※補助対象事業者のイメージ

・農業用資材卸売業
（ビニールハウス等）
・業務の多角化→不採算
・市場環境の悪化による大幅赤字

・不採算事業、ノンコア事業からの撤退
・湿度調整機能付きビニールハウス等、
新商品の展開による新市場開拓

（先代経営者）

（後継者）
事業承継を契機とした
新たな取組による事業活性化
（経常利益率は18%に達する）

◎中小企業再生支援･事業引継ぎ支援事業　61.1 億円

事業再生担当：中小企業庁 金融課　03-3501-2876

事業引継ぎ担当：中小企業庁 財務課　03-3501-5803

窓口：再生支援協議会･事業引継ぎ支援センター

事業再生や事業承継に取り組む事業者をサポートします

事業再生：各地の再生支援協議会で、事業の収益性はあるが、財務上の問題を抱えている事業者に対して、窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援を実施します。

事業引継ぎ：各地の事業引継ぎ支援センターで、事業承継についての幅広い相談対応や後継者不在の事業者とその経営資源を活用して事業を拡大したい事業者とのマッチング等の支援をします。

参考：事業引継ぎ支援センターの取組事例

バロ電機工業株式会社（譲渡企業）の古田前社長は、70 歳を目前にして、社内に後継者候補がおらず、会社の将来や従業員の雇用について、広島県事業引継ぎ支援センターに相談。

登録機関である広島銀行のサポートを受け、同業他社である東洋電装株式会社とマッチングを行い、M＆Aに至った。

バロ電機工業株式会社は、従業員 11 名の雇用の維持と、長く続いてきた社名を引き継ぐ事に成功。

東洋電装株式会社は、熟練した技術者と近接地域での工場の確保に成功。さらに、バロ電機工業株式会社は民間市場を、東洋電装株式会社は公共市場を商圏としていたため、販路の大幅な拡大にも繋がった。

６．人手不足の解消に向けて支援します

◎中小企業・小規模事業者人材対策事業　16.7 億円

担当：中小企業庁 経営支援課　03-3501-1763

窓口：未定

人材の確保・育成を支援します

各地の中小企業・小規模事業者が必要とする人材を地域内外から発掘し、マッチング・定着など人材確保を支援します。また、中小サービス業・ものづくり現場・まちづくりの中核を担う人材や、小規模事業者を支援する人材を育成します。

マッチング事業当日の様子（ものづくり中小企業向け）

ものづくり中核人材育成事業

ものづくり中小企業・小規模事業者の現場で働く中核的人材が、技術・技能の向上等に関する講習の受講に必要な費用を補助します。対象となる講習は、（１）技術・技能の向上等に関する講習、（２）現場改善技術に関する講習です。

※　補助率１／2、１企業あたり上限 50 万円、受講料・交通費・宿泊費が対象。

＜スキーム図＞

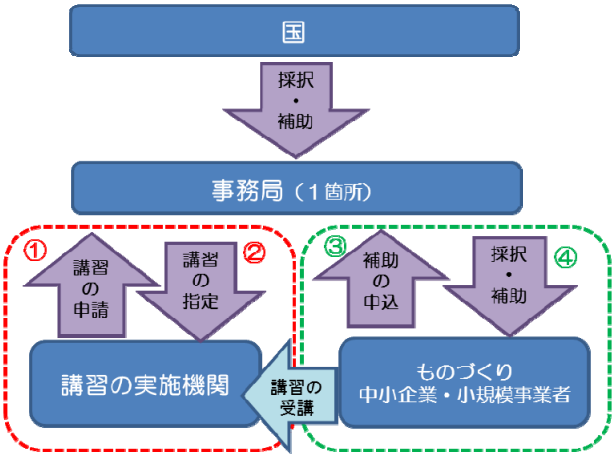

７．様々な経営課題の相談をお受けします

◎中小企業・小規模事業者ﾜﾝｽﾄｯﾌﾟ総合支援事業 54.8 億円
担当：中小企業庁 経営支援課 03-3501-1763
窓口：各地のよろず支援拠点

相談にのり、必要に応じて企業支援の専門家を無料で派遣します

中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大や経営改善などの様々な経営課題について、全国のよろず支援拠点で相談を受けることができます。特に高度・専門的な課題については、それに応じた専門家がされ、３回まで（事業承継に係る課題の場合に限り５回まで）無料でアドバイスを受ける無料でアドバイスを受けることができます。また、支援ポータルサイトによる中小企業支援施策の情報提供等を行います。

事業者の声

＜企業概要＞
リトルピアニスト（代表：倉知真由美）

＜コメント＞
「よろず支援拠点に相談していなかったら、どうなっていたか。相談に乗ってもらえたことは、幸運の１つだと思う。他機関も含め支援してもらったことが大きな支えになった。今のリトルピアニストがあるのは、皆様の支援があったからこそと思う。」

８．安定した事業環境を整備します

◎中小企業取引対策事業 13.9 億円

担当：中小企業庁　取引課　03-3501-1669

窓口：　各経済産業局等

最大で 2,000 万円（補助率 2/3）の補助が出ます

下請事業者同士が連携して行う調査研究や設備導入などを支援します。（補助上限額：2,000 万円、補助率：2/3）
また、親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小により売上げが減少する下請事業者が、新分野進出のために行う試作開発、展示会出展などの取組を支援します。（補助上限額：500 万円、補助率：2/3）

以下のような取組に使える補助金です

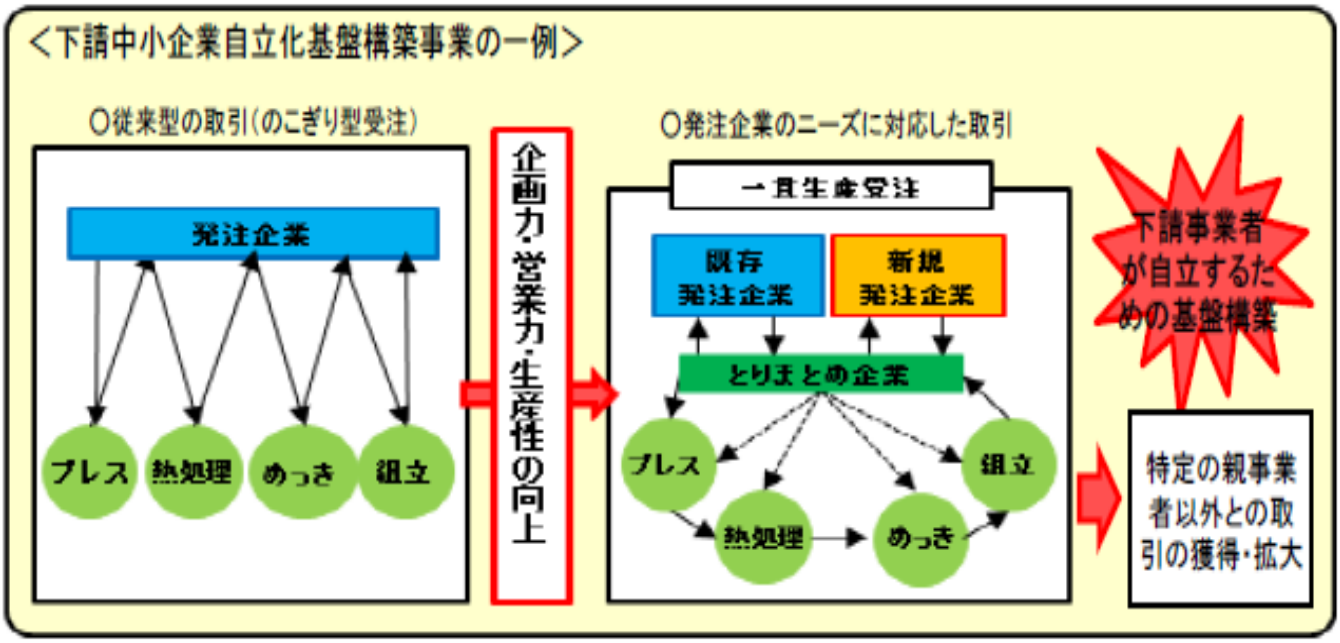

９．円滑な資金繰りを支援します

◎きめ細かな資金繰り支援 225.8 億円（加えて財務省計上 682.0 億）＜29 当初＞
316.0 億円（加えて財務省計上 326.0 億）＜28 補正＞
担当：中小企業庁 金融課 03-3501-2876
窓口：日本政策金融公庫･商工中金･信用保証協会

政府系金融機関や信用保証協会を通じた資金繰り支援を実施します

①日本政策金融公庫補給金 161.3 億円＜29 当初＞

日本政策金融公庫に対して、基準利率と特別利率の利率差及び金利引下げ分について、財政措置を行うことで、新たな事業の展開など、政策上の後押しが必要な分野における中小企業･小規模事業者の資金繰りを支援します。

②危機対応円滑化業務支援事業 9.5 億円＜29 当初＞

災害、金融不安等、国が認定した「危機」に際して、日本政策金融公庫の信用供与（損失補填等）を受けた指定金融機関（商工中金等）が中小企業･小規模事業者に必要な資金を供給します。

③中小企業信用補完制度関連補助･出資事業 55.0 億円＜29 当初＞

経営の安定に支障が生じている等の中小企業者等の借入に対して信用保証協会が保証を行い、債務不履行発生時に協会が負担する損失の一部を補填することで、中小企業者の資金繰りの円滑化を図ります。あわせて、経営改善･生産性向上に取り組む中小企業者等に対し、信用保証協会が地域金融機関と連携して経営支援を実施します。

④世界経済の不安定性などのリスクに備えた資金繰り支援 316.0 億円＜28 補正＞

(政策金融)政府系金融機関によるセーフティネット貸付等を実施するとともに、経営力の向上に取り組む中小企業者等を支援するための日本政策金融公庫による低利融資制度を創設します。

(信用保証)中小企業者等が行う、既に存在する保証付き融資の新たな保証付き融資への借り換えや、新規資金の追加による前向きな投資を支援します。

１０．災害からの復旧・復興を支援します

◎中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等ｸﾞﾙｰﾌﾟ補助金）
①東日本大震災被災地向け 210.0 億円＜29 当初＞
②熊本地震被災地向け 983.2 億円＜28 補正＞
担当：中小企業庁 経営支援課 03-3501-1763
①窓口： 岩手県、宮城県、福島県
②窓口： 熊本県、大分県

最大で 15 億円（補助率 3/4）の補助が出ます

①東日本大震災により甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域（岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用及び共同店舗の新設や街区の再配置などに要する費用を支援します。（補助上限額：15 億円、補助率：中小企業者等 国 1/2、県 1/4、それ以外 国 1/3、県 1/6）
②熊本地震で被災した地域（熊本県、大分県）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用及び共同店舗の新設や街区の再配置などに要する費用を支援します。（補助上限額：15億円、補助率：中小企業者等 国1/2、県1/4、それ以外 国1/3、県1/6）

以下のような取組に使える補助金です

＜①東日本大震災の例＞
○東日本大震災により水産加工場等の施設が被災。
○水産加工関連の事業者でグループを構成。
○本補助金で、被災した施設の復旧を進めるとともに、グループで工場や倉庫等の共同利用化を促進し、経営の合理化を行う。

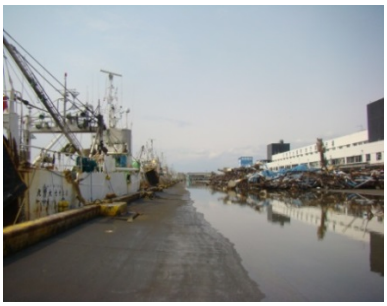

＜②熊本地震の例＞
○熊本地震により宿泊・観光施設等が被災。
○観光関連の事業者でグループを構成。
○本補助金で、被災した施設等の復旧を進めるとともに、グループで復興に向けた取組の記録映像を撮影して、村のファンの増加に向けた取組を行う。

◎東日本大震災復興特別貸付等【復興】68.0 億円

担当：中小企業庁 金融課 03-3501-2876
窓口：日本政策金融公庫・商工中金

東日本大震災被災地向けの資金繰り支援を引き続き実施します

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対し、政府系金融機関が「東日本大震災復興特別貸付」等の低利融資を実施するために必要な財政支援を行うことで、被災事業者の資金繰りを支援し、早期の事業・経営の再建を図ります。

「東日本大震災復興特別貸付」の概要

利用対象者	貸付限度額・貸付期間・据置期間	貸付利率
①今般の地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者／原発事故に係る警戒区域等(注1)内（警戒区域等として公示されたことがある区域を含む）の中小企業者	A）貸付限度額 【日本公庫 中小事業】 3億円（別枠） 【日本公庫 国民事業】6,000万円（上乗せ） B）貸付期間 最大20年（設備）、15年（運転） C）据置期間 最大5年	ア）金利引下げ措置（被害証明書の提出を受けた場合） 【日本公庫 中小事業】基準利率(注2)から▲0.5% 【日本公庫 国民事業】基準利率（災害貸付）(注2)から▲0.5% ※ただし貸出後3年間は、中小事業は1億円・国民事業は3,000万円までは、▲1.4%。
②上記①の事業者等と一定以上の取引のある中小企業者	D）貸付限度額 【日本公庫 中小事業】 3億円（別枠） 【日本公庫 国民事業】6,000万円（上乗せ） E）貸付期間 最大20年（設備）、15年（運転） F）据置期間 最大3年	イ）金利引下げ措置（被害証明書の提出を受けた場合） 【日本公庫 中小事業】基準利率(注2)から最大▲0.5%(注3) 【日本公庫 国民事業】基準利率（災害貸付）(注2)から最大▲0.5%(注3) ※ただし貸出後3年間・3,000万円までは、最大▲1.4%(注4)。
③その他の理由により、業況が悪化している中小企業者（風評被害等による影響を含む。） ※上記①②の該当者は、本措置も利用可能。	G）貸付限度額 【日本公庫 中小事業）】7.2億円（別枠） 【日本公庫 国民事業）】4.8千万円（別枠） H）貸付期間 最大15年（設備）、8年（運転） I）据置期間 最大3年	ウ）金利引下げ措置 期間限定なく、基準利率(注2)から最大▲0.5%(注3)。

注1：警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域
注2：平成29年1月現在、貸付期間5年の場合で、基準利率は中小事業で1.21%・国民事業で1.71%、基準利率（災害貸付）1.31%（貸付期間が長くなれば金利も上昇。基準利率・基準利率（災害貸付）は毎月1回改定。）
注3：売上等減少で▲0.3%、雇用の維持・拡大で▲0.2%。
注4：▲0.9%は自動的に適用。さらに、注3 の引下げが可能。
注5：上記①・②の貸付限度額は、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工中金及び日本政策投資銀行それぞれにおける①②に係る貸付残高の合計額。さらに、貸付利率の※部の貸付限度額は、これら全ての機関の貸付元金の累計額。
注6：上記①・②では、無担保時（中小事業・国民事業）は、上乗せ利率が免除。
注7：商工中金の危機対応業務（中小企業向け）は、中小事業と同様の内容で実施。
注8：注3 の金利引き下げ措置については、前6年のいずれかの年の同期の売上高等との比較により適用可能。
＊上記①～③の他、自己資本が毀損した中小企業に対して、資本性を有する長期資金（一括償還型）を供給する「震災復興支援資本強化特例」の利用が可能（中小事業）。
＊平成25年度より、特定被災区域に事業所を有し事業活動を行うものであり、かつ、①から③のいずれかに該当するものに対象を限定。

◎中小企業再生支援事業【復興】13.9 億円

担当：中小企業庁 金融課 03-3501-2876

窓口：産業復興相談センター

東日本大震災被災地の中小企業の再生を支援します

東日本大震災の被害を受けた中小企業・小規模事業者等の二重債務問題を含む再生支援に対応するため、被災事業者からの相談に応じるとともに、必要に応じて再生に向けた事業計画の策定支援・債権買取支援等を行います。

◎熊本地震対応資金繰り支援

610.0 億円(うち財務省計上 414.0 億円)＜28 補正＞

担当：中小企業庁 金融課 03-3501-2876

窓口：日本政策金融公庫・商工中金・信用保証協会

熊本地震で被災した企業の資金繰り支援引き続き実施します

①政策金融

平成 28 年熊本地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、資金繰りの円滑化及び事業の復旧を支援するため、政府系金融機関が「平成 28 年熊本地震特別貸付」を行います。

②信用保証

平成 28 年熊本地震により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対して、資金繰りの円滑化及び事業の復旧を支援するため、信用保証協会が通常の限度額とは別枠で 100%保証するセーフティネット保証 4 号を適用します。

「平成 28 年熊本地震特別貸付」の概要

利用対象者	貸付限度額・貸付期間・据置期間	貸付利率
① 今般の地震により直接被害を受けた熊本県内の中小企業者	A）貸付限度額 【日本公庫 中小事業・商工中金】 3億円（別枠） 【日本公庫 国民事業】 6,000万円（上乗せ） B）貸付期間 最大20年（設備）、15年（運転） C）据置期間 最大5年	ア）金利引下げ措置（被害証明書の提出を受けた場合） 【日本公庫 中小事業・商工中金】 基準利率（災害貸付）(注)から ▲0.9%（貸出後3年間・1億円まで） ※貸出後4年目以降及び1億円超は▲0.5% 【日本公庫 国民事業】 基準利率（災害貸付）(注)から ▲0.9%（貸出後3年間・3,000万円まで） ※貸出後4年目以降及び3,000万円超は、▲0.5%
② 直接被害を受けた熊本県内の事業者と一定の直接取引のある中小企業者	D）貸付限度額 【日本公庫 中小事業・商工中金】 3億円（別枠） 【日本公庫 国民事業】 6,000万円（上乗せ） E）貸付期間 最大20年（設備）、15年（運転） F）据置期間 最大3年	イ）金利引下げ措置（被害証明書の提出を受けた場合） 【日本公庫 中小事業・商工中金】 基準利率（災害貸付）(注)から 最大▲0.5%（貸出後3年間・3,000万円まで） ※貸出後4年目以降及び3000万円超は、最大▲0.3% 【日本公庫 国民事業】 基準利率（災害貸付）(注)から 最大▲0.5%（貸出後3年間・3,000万円まで） ※貸出後4年目以降及び3,000万円超は、最大▲0.3%
③ その他、今般の地震により、業況が悪化している中小企業者（風評被害等による影響を含む） ※上記①②の該当者は、本措置も利用可能。 ※上記②の事業者と直接又は間接の取引関係のある者は全国で利用可能。その他の事業者は九州区域内に限る。	G）貸付限度額 【日本公庫 中小事業・商工中金】 7.2億円（別枠） 【日本公庫 国民事業】 4,800万円（別枠） H）貸付期間 最大15年（設備）、8年（運転） I）据置期間 最大3年	ウ）金利引下げ措置（5%以上の売上減少等の場合） 【日本公庫 中小事業・商工中金】 基準利率(注)から▲0.3% 【日本公庫 国民事業】 基準利率(注)から▲0.3%

注：日本公庫においては平成29年1月現在、貸付期間5年の場合で、基準利率（災害貸付）は中小事業：1.21%・国民事業：1.31%。基準利率は中小事業：1.21%・国民事業：1.71%。基準利率については担保、格付け（中小事業のみ）により金利が変動。基準利率（災害貸付）、基準利率は毎月1回改定。商工中金については所定の利率（相談の上決定）を基準とする。

「セーフティネット保証４号」の概要

対象事業者	・適用地域内における直接被害、間接被害、風評被害いずれも対象。 ・以下いずれの要件も満たしていることについて市町村長から認定を受けている中小事業者。 ①指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること ②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近１か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後２か月を含む３か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること
保証条件	①対象資金　：　経営安定資金 ②保証割合　：　100%保証 ③保証限度額：2億8,000万円(普通2億円、無担保8,000万円) ※一般保証(2億8,000万円)に加えて上記を別枠で保証

１１．税制改正で中小企業を支援します

◎所得拡大促進税制の見直しによる賃上げ支援の大幅な拡充

担当：中小企業庁 企画課 03-3501-1765

賃上げに積極的な企業を税額控除の拡充により後押しします

現行の支援措置（24 年度からの給与増加額に 10%税額控除）に加え、前年度比 2%以上賃上げした企業は、前年度からの給与増加額の 22%税額控除を受けることができるようになります（賃上げに伴う社会保険料負担を上回る控除率）。

改正のポイント

【要件①】給与等支給額の総額：
平成24年度から一定割合（下図）以上増加

【要件②】給与等支給額の総額：前事業年度以上

【要件③】
平均給与等支給額：
（1）前事業年度を上回る
（2）前年度比2%以上増加

（1）賃上げ率2%未満の企業
税額控除10%を維持

（2）賃上げ率2%以上の企業
前年度からの増加額について
税額控除を12%上乗せ

（1）賃上げ率2%未満の場合

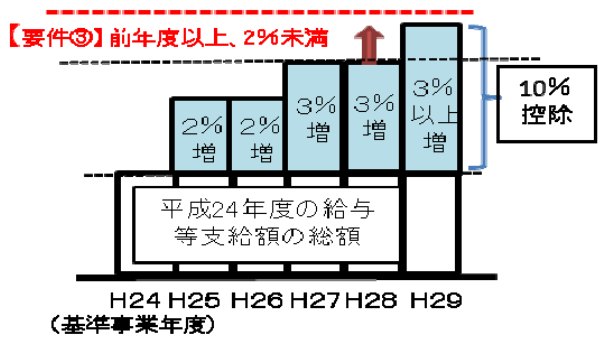

（2）賃上げ率2%以上の場合

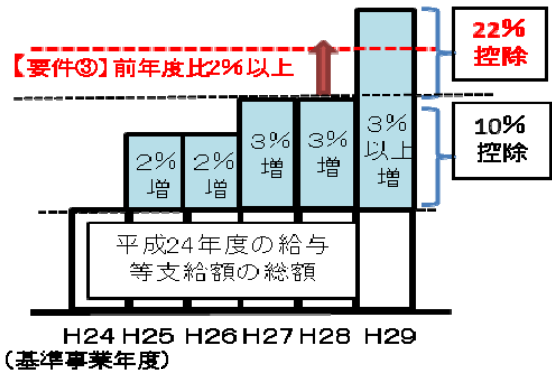

◎固定資産税特例・即時償却による中小サービス業の投資減税の抜本強化

担当：中小企業庁 財務課 03-3501-5803

固定資産税特例、即時償却等の対象設備を拡充します

中小企業等経営強化法の認定を受けて利用できる税制措置が拡充されます。

①固定資産税の特例措置が拡充され、対象設備（現在は機械装置のみ）に、サービス業等で利用される一定の器具備品（冷蔵陳列棚、介護用アシストスーツ等）、建物附属設備（空調設備、エレベーター等）が追加されます。

※新たに対象となる設備（器具備品・建物附属設備等）について、最低賃金が全国平均以上の地域（埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪）は、労働生産性が全国平均未満の業種に対象が限定されます。その他の 40 道県では全ての業種が対象となります。

②中小企業経営強化税制が創設され、サービス業等の生産性向上に向けた設備投資を含めて、幅広い設備投資（機械装置、器具備品、建物附属設備等）を即時償却等によって強力に支援します。

加えて、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制（30%特別償却等）は、適用期限が 2 年間延長されます。

参考：新たに対象となる器具備品の例

冷凍陳列棚

介護用
アシストスーツ

空調設備

エレベーター

◎中小企業向け研究開発税制の強化＜延長･拡充＞

担当：中小企業庁　技術･経営革新課　03-3501-1816

研究開発費を増加させる場合は控除割合と上限額を引き上げます

研究開発費（試験研究のための人件費や経費など）の一定割合（現行12%）を法人税額から控除する研究開発税制について、研究開発費の増加率が５%を超える場合には、最大 17%まで控除割合を上乗せする仕組みが新たに導入されます。また、ビッグデータ等を活用した第 4 次産業革命型の「サービス開発」も支援対象に追加されます。

※控除できる上限について、現行法人税額の 25%までのところ、研究開発費の増加率が 5%を超える場合には、10%上乗せ（最大 35%まで）する仕組みも新たに導入。

参考：中小企業技術強化基盤税制（研究開発税制）の概要

＜新たに対象となる「サービス開発」の事例＞

農家を支援するサービス

- センサーによって収集した、農作物や土壌に関するデータや気象データ等を組み合わせ分析し、農家が最適な農作業をできるような農業支援情報を配信するサービスを提供

個人に応じたヘルスケアサービス

- 個人の運動や睡眠状況、食事、体重、心拍等の健康データを分析することで、各個人に最適なフィットネスプランや食生活の推奨や、病院受診勧奨を行うサービス

試験研究費の増加率が **5%を超える場合** → ＜控除できる割合＞ 研究開発費の **12～17%** ＜控除できる上限＞ 法人税額の **35%まで**

試験研究費の増加率が **5%以下の場合** → ＜控除できる割合＞ 研究開発費の **12%** ＜控除できる上限＞ 法人税額の **25%まで**

◎法人税の軽減税率＜延長＞　担当：中小企業庁 財務課 03-3501-5803

法人税の軽減税率は引き続き 2 年間延長します

法人税の軽減税率（所得 800 万円までの法人税率を 23.4%から 15%に軽減）は 2 年間延長されます（平成 30 年度末まで）。

◎事業承継税制の見直し＜拡充＞ 担当：中小企業庁 財務課 03-3501-5803

要件を緩和してより利用しやすい制度にします

事業承継税制とは、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を現経営者から相続又は贈与により取得した場合に、相続税・贈与税の納税が猶予される制度です。
平成 29 年度から、雇用要件（5 年間平均 8 割）について、従業員 5 人未満の企業が従業員 1 人減った場合でも適用を受けられるよう見直しが行われます。また、災害や主要取引先の倒産等の場合には雇用要件が弾力化されます。
・相続時精算課税制度との併用が認められるようになり、贈与税の納税猶予の取消時の納税負担が軽減されます。

参考：要件緩和のイメージ

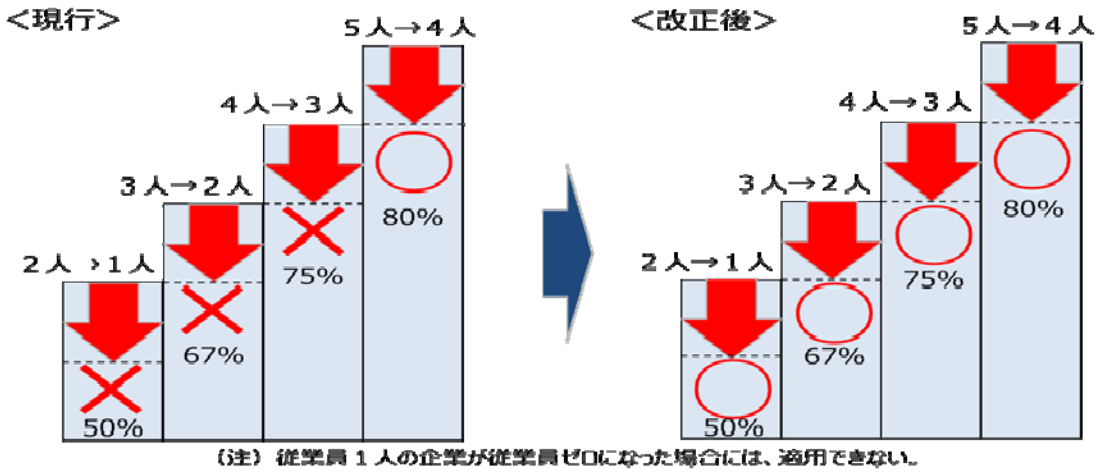

（注） 従業員１人の企業が従業員ゼロになった場合には、適用できない。

（参考）相続税と贈与税の税率構造

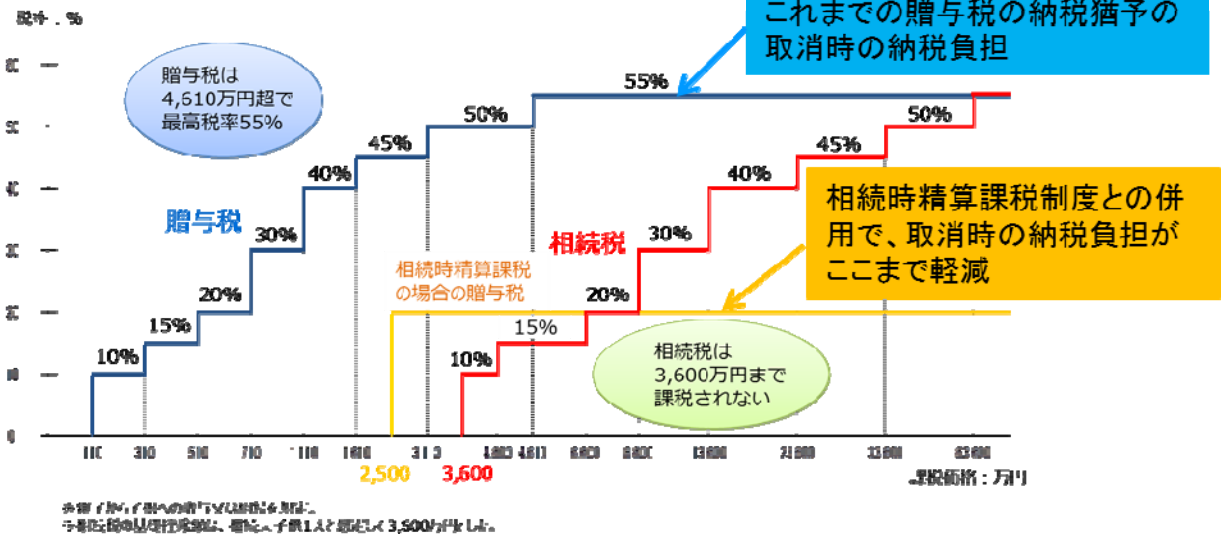

◎株式の評価方式の見直し＜新規＞担当：中小企業庁 財務課 03-3501-5803

株式の評価方式を見直すことで株価を実態に即したものにします

取引相場のない株式の評価方式について、上場株価の急激な変動、上場企業のグローバル展開の影響や、中小企業の収益の改善を中小企業の株価に過度に反映しないよう、類似業種比準方式等の見直しが行われます。

お問い合わせ先

各施策に関する連絡先

●各経済産業局等の中小企業課の連絡先

北海道経済産業局　中小企業課	011-709-3140
東北経済産業局　中小企業課	022-221-4922
関東経済産業局　中小企業課	048-600-0321
中部経済産業局　中小企業課	052-951-2748
近畿経済産業局　中小企業課	06-6966-6023
中国経済産業局　中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局　中小企業課	087-811-8529
九州経済産業局　中小企業課	092-482-5447
沖縄総合事務局経済産業部　中小企業課	098-866-1755

●関係機関の連絡先

ジェトロ（日本貿易振興機構　東京本部）	03-3582-5511
中小企業基盤整備機構（代表）	03-3433-8811
日本商工会議所	03-3283-7824
全国商工会連合会	03-6268-0088
全国中小企業団体中央会	03-3523-4901

詳しい情報は、中小企業庁ホームページをご覧下さい。
http://www.chusho.meti.go.jp/